平成２７年（フ）第３０４号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台８番201号、住民票上の住所北九州市八幡西区上の原３丁目20番25号
破産者　元木ミヨ子（旧姓澤邑）
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３０８号
北九州市小倉北区黒原３丁目27番４―204号
破産者　炉ばた・お食事処よっちんこと　吉田　惠美子
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４９号
佐賀県杵島郡白石町大字福田1798番地18
破産者　江口　　司
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１５４１号
札幌市東区北19条東３丁目５番18号　アーバンポエムミカホＢ棟103号
破産者　中山　　等
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０５号
札幌市西区二十四軒４条６丁目４番18号ラ・アベニーダ101号、開始決定時の住所札幌市西区西町南３丁目２番21―408号
破産者　久住　邦晴
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０１号
盛岡市本宮４丁目１番５号
破産者　小野　浩平
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６３０号
仙台市太白区山田上ノ台町22番10号
破産者　渡邊　雄二
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
山形県尾花沢市上町５丁目４番39号
破産者　今田ミキ子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２０号
山形市富の中３丁目６番39―４号
破産者　内海　栄二
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２９号
山形県村山市楯岡北町２丁目１番37号
破産者　本間鉱油こと　本間　一夫
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１号
長野市大字北堀439番地１　鈴木アパート
破産者　三井　　武
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
長野県塩尻市大字宗賀2064番地２
破産者　中沢　恒光
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８０２号
名古屋市緑区相原郷２丁目1809番地　メゾンＳ＆Ｋ101号、開始決定時の住所名古屋市緑区桶狭間上の山3518番地
破産者　大岡土木こと大岡　　潤
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０３号
愛知県愛西市草平町新佐屋川30番地１　草平団地２―207
破産者　錦見源太郎
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３９６号
名古屋市港区佐野町４丁目14番地の２　ハウシェル築地口202号、従前の住所名古屋市港区宝神３丁目305番地　ガーデンヒルズ宝神703号
破産者　武田　和良
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２９号
名古屋市西区貝田町２丁目17番地の１　カステッロ貝田Ｂ棟
破産者　内田　恒雄
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５５３号
愛知県長久手市蟹原1003番地　サンファミリア長久手Ⅱ・405号
破産者　喫茶スローライフこと　小林　　彰
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６３４号
愛知県瀬戸市北みずの坂２丁目１番地の12
破産者　勝地　明子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部